

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年8月9日

**【会社名】** ホッカンホールディングス株式会社

**【英訳名】** HOKKAN HOLDINGS LIMITED

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 池田孝資

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

**【電話番号】** 03(3213)5111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員 武田卓也

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

**【電話番号】** 03(3213)5111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員 武田卓也

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 329,998,585円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月9日付で第95期第1四半期報告書(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2019年8月7日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類である「2020年3月期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)の連結業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2020年3月期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)の連結業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

(訂正前)

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年8月7日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

## 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日) 2019年 6月28日関東財務局長に提出

### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第95期第 1 四半期(自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日) 2019年 8月 9日関東財務局長に提出

### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年 8月 9日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 7月 1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年 8月 9日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年 7月 3日に関東財務局長に提出

## 第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、総称して「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年 8月 9日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。